

令和元年5月8日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

コンテナ等に入れて輸入される温度記録計等の取扱いについて

輸入貨物の品質保持等を目的としてコンテナ等に入れて輸入される温度記録計、乾燥剤若しくは吸湿剤又は輸入貨物の梱包を目的としてコンテナ等に入れて輸入される予備のカートンボックスその他これらに類する物品（その他これらに類する物品とは、例えば輸入貨物の品質保持等を目的としてコンテナ等に入れて輸入される緩衝材、保冷剤又は保温剤をいい、以下これらの物品を総称して「温度記録計等」という。）に係る輸入（納税）申告については、本年6月1日以降、下記のとおりとしますので、適切な申告を宜しくお願い致します。

記

温度記録計等が、その他の輸入貨物とともに輸入される場合には、原則として、当該温度記録計等を当該輸入貨物とは別の貨物として輸入（納税）申告する必要があり、その具体的な取扱いは以下のとおりとなります。

1. 温度記録計等の価格が仕入書上明らかである場合

仕入書に記載の温度記録計等の価格に基づき、当該温度記録計等をその他の輸入貨物とは別（別欄）に輸入（納税）申告してください。

2. 温度記録計等の価格が仕入書上明らかでない場合

(1) 温度記録計等の価格がその他の輸入貨物の価格に含まれていると認められる場合

仕入書以外の客観的な資料に基づき計算した価格又は輸入される温度記録計等と同種類の貨物の価格を参考として当該温度記録計等の申告価格とし、当該温度記録計等をその他の輸入貨物とは別（別欄）に輸入（納税）申告してください。この場合には、当該輸入貨物の価格から当該温度記録計等の申告価格を控除した価格が当該輸入貨物の申告価格となります。

(2) 温度記録計等の価格がその他の輸入貨物の価格に含まれていないと認められる場合

仕入書以外の客観的な資料に基づき計算した価格又は輸入される温度記録計等と同種類の貨物の価格を参考として当該温度記録計等の申告価格とし、当該温度記録計等をその他の輸入貨物とは別（別欄）に輸入（納税）申告してください。

3. その他

(1) 温度記録計等に係る関税率表番号の所属については、関税率表の解釈に関する通則（以下「通則」という。）に則り決定することとなりますが、例えば、食品等の品質保持を目的として乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤が当該食品等の包装に同梱等される場合には、通則 5 (b) の規定を適用し、当該乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤は当該食品等に含まれるものとして、輸入（納税）申告書上、一の欄に一括して記載してください。

(2) 例えば、乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤であって、運送途上に使用されたことにより、その経済的価値が極めて僅少と認められるもの（例えばこれらの物品それぞれの課税価格の全額が 1,000 円未満であるもの）については、貨物の課税価格にこれらの乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤の価格が含まれていない場合であっても、関税法基本通達 67-4-16(1)（保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い）に規定された古包装材料として、この規定に準じて処理することもできます。

（以上）